

明 細 書

名称	北部方面管理事務所管内ほか 3 管内の事業所で使用する 都市ガス 1 式	円
	消費税額	円
	合 計	円

契約内容	数 量	摘 要
① 都市ガスの種類 13A 低圧 ② 契約年間使用量 北部管内(7 か所) 14,418 m ³ 東部管内(6 か所) 14,017 m ³ 西部管内(8 か所) 22,749 m ³ 南部管内(8 か所) 26,398 m ³ 合計 77,582 m ³ ③ その他 詳細内容は仕様書による	1 式	

仕 様 書

- 1 件 名：北部方面管理事務所管内ほか 3 管内の事業所で使用する都市ガス
- 2 供給ガスの仕様、需要場所及び設備の概要等
 - (1) ガスの種類 … 都市ガス 13A
 - (2) 供給熱量 … 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による
 - (3) 需要場所及び設備の概要 … 別紙 1～4 のとおり
- 3 供給期間：契約書の契約期間とする
- 4 予定ガス使用量

月別予定使用量及び年間予定使用量は、別紙 1～4 のとおり。

ただし、これらの使用量は令和 6 年度の使用量を基に算出しており、契約期間中の数量を保証するものではない。
- 5 ガス料金の算定基準
 - (1) 入札時原料費料金単価は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月の平均適用料金を基準とする。
 - (2) 託送供給料金単価は、一般ガス導管事業者の令和 7 年 5 月時点の小売託送供給約款（以下、「託送約款」という。）における託送供給料金単価を適用する。

なお、当該託送約款が改正され託送供給料金に変更となった場合には、変更後の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。
- 6 ガス料金単価調整
 - (1) 原料費の変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときの単価調整は、毎月行うこととする。
 - (2) これによりがたい場合は、別途協議する。
- 7 ガス料金の算定

ガス料金は、1 ヶ月（前月の検針から当月の検針までの期間）の使用量により算定する。

なお、契約年間使用量は、あくまで予定使用量であるため、契約期間中の毎月のガス使用量に応じて算定する。
- 8 ガスの安定供給

受注者は、本契約の各事業所へのガス供給は、安定的に行わなければならない。

ただし、以下の場合はガスの供給を中止し、又は使用を制限若しくは中止の申出ができる。

- (1) ガスの需要上やむを得ない場合
- (2) ガス供給会社の供給設備に不具合が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) ガス供給会社の供給設備の修繕、改修、その他工事の施工上やむを得ない場合
- (4) 天変地異等の場合
- (5) その他、保安上必要がある場合

9 ガス使用量の測定方法及び検針日

一般ガス導管事業者が設置した計量器により行うものとする。

なお、計量日は毎月1回とし、一般ガス導管事業者が定める検針日によるものとする。

10 ガス供給設備の保安責任分界点

ガス工作物の端末バルブとする。

11 保安業務及びメンテナンス業務

- (1) 受注者は、内管（ガス工事）に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を各々設定し、供給先へ伝達し緊急時連絡するよう依頼すること。
- (2) 受注者はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (3) 受注者はガス消費機器について、ガス事業法や政省令に定める保安業務のほか、以下の保安業務を実施すること。
 - ・不完全燃焼防止装置の有無にかかわらず、小型湯沸器（不完全燃焼防止装置あり、なしを問わない）及び CF 式・FF 式・FE 式湯沸器の CO 測定、機器の誤接続有無の確認、機器のガス種適合調査、ガス消費機器の漏えい検査、業務用換気警報器の設置促進をガス開栓後以後 4 年に 1 回以上の頻度で行われるよう実施すること。
 - ・本契約に基づく供給開始前に機器の形式調査を実施し、受注者において登録すること。
- (4) 従来の保安レベルを担保するため、受注者は一般ガス導管事業者が実施する点検作業に協力すること。

12 緊急時の対応

- (1) 受注者は、緊急対応が発生した際は臨時緊急体制の確保など、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、迅速かつ適切に対応すること。
- (2) 受注者は、災害時の臨時供給における設備を保有し、体制を整えていること。

13 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

14 その他

本仕様書に疑義のある場合は、必ず質問期間内に指定の方法により確認し、内容を熟知したうえで応札すること。

なお、契約後の仕様書の解釈は本市によるものとする。

【本市担当者】

大阪市此花区高見 1-2-47

大阪市建設局北部方面管理事務所 管理課 大山 06-6462-1434

所管	No.	対象施設	住所	供給地点特定番号	供給 圧力	メーター	メーター 流量	月別予定使用量（㎡）												年間予定 使用量 （㎡）
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北部 方面 管理 事務 所	1	野田工営所	大阪市福島区野田6丁目2-16	00212600010176306	低圧	50	50	515	495	434	344	304	357	338	452	493	607	534	536	5,409
	2	十三工営所	大阪市淀川区野中南2丁目8-41	00212000015511401	低圧	30	30	412	284	270	218	126	123	209	306	439	482	414	469	3,752
	3	扇町公園事務所	大阪市北区扇町1-1-21	00212600006697802	低圧	50	50	387	235	174	159	100	73	108	175	240	412	450	435	2,948
	4	朝日橋公園詰所	大阪市此花区西九条6-1-34	00212400009209105	低圧	10	10	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	13
	5	下福島公園詰所	大阪市福島区福島4-1-82	00212400010051306	低圧	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	十三公園事務所	大阪市淀川区十三元今里1-1-41	00212300015429707	低圧	25	25	259	204	183	141	110	101	105	174	222	254	268	275	2,296
	7	瑞光寺公園詰所	大阪市東淀川区瑞光2-2-2	00212900018036704	低圧	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計							1,578	1,219	1,061	862	640	654	760	1,107	1,394	1,756	1,668	1,719	14,418

所管	No.	対象施設	住所	供給地点特定番号	供給 圧力	メーター	メーター 流量	月別予定使用量（㎡）												年間予定 使用量 （㎡）
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東 部 方 面 管 理 事 務 所	1	田島工営所	大阪市生野区田島1-17-13	00212300006285100	低圧	30	30	609	497	469	422	327	324	421	570	603	695	686	790	6,413
	2	鶴見緑地公園事務所	大阪市鶴見区緑地公園2-163	00212600014349701	低圧	30	30	416	370	283	284	183	192	290	370	470	505	509	494	4,366
	3	桜之宮公園詰所	大阪市都島区中野町1-10-29	00212400011265202	低圧	30	30	0	0	0	0	0	0	1	0	6	10	3	3	23
	4	城北公園事務所	大阪市旭区生江3-29-1	00212700012257102	低圧	30	30	0	0	0	0	1	0	0	17	45	40	32	7	142
	5	真田山公園事務所	大阪市天王寺区真田山町5-70	00212700020171006	低圧	30	30	541	388	285	260	187	160	172	244	318	127	197	194	3,073
	6	神路公園詰所	大阪市東成区東中本2-12-1	00212600014002201	低圧	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計							1,566	1,255	1,037	966	698	676	884	1,201	1,442	1,377	1,427	1,488	14,017

所属	No.	対象施設	住所	供給地点特定番号	供給 圧力	メーター	メーター 流量	月別予定使用量 (㎡)												年間予定 使用量 (㎡)
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
西部 方面 管理 事務 所	1	市岡工営所	大阪市港区市岡2-15-74	00212900009948701	低圧	100	100	1,119	858	754	688	578	614	705	960	968	1,171	1,160	1,493	11,068
	2	上之宮出張所	大阪市天王寺区上之宮町3-20	00212300020324000	低圧	50	50	416	330	248	190	124	130	143	214	346	473	511	571	3,696
	3	河川・渡船管理事務所	大阪市西区南堀江4-33-27	00212200007554605	低圧	6	6	10	7	5	5	3	2	3	5	10	13	13	13	89
	4	大阪城公園事務所	大阪市中央区大阪城3-11	00212100005466705	低圧	40	40	772	335	263	201	155	118	128	180	268	458	644	654	4,176
	5	大阪城公園事務所（整備棟）	大阪市中央区大阪城3-11	00212600076549503	低圧	6	6	28	13	22	38	133	163	97	27	19	43	41	45	669
	6	靱公園詰所	大阪市西区靱本町2-1-14	00212200007330204	低圧	30	30	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	7	八幡屋公園事務所	大阪市港区田中3-1	00212100009654702	低圧	40	40	329	252	211	177	163	136	150	220	304	362	324	365	2,993
	8	千島公園詰所	大阪市大正区千島2-7-2	00212500008967809	低圧	30	30	6	2	1	0	1	0	1	1	7	12	12	5	48
	計							2,689	1,797	1,504	1,300	1,157	1,163	1,227	1,607	1,922	2,532	2,705	3,146	22,749

所管	No.	対象施設	住所	供給地点特定番号	供給 圧力	メーター	メーター 流量	月別予定使用量（㎡）												年間予定 使用量 （㎡）
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
南 部 方 面 管 理 事 務 所	1	平野工営所	大阪市平野区平野西1-4-29	00212000079837007	低圧	50	50	1,890	1,202	1,063	1,042	888	854	890	1,166	1,660	1,776	1,801	2,166	16,398
	2	長居公園事務所	大阪市東住吉区長居公園1-1	00212200011008705	低圧	16	16	1,120	815	811	796	650	547	576	679	883	788	1,008	973	9,646
	3			00212300011008703	低圧	30	30													
	4	長吉出戸公園詰所	大阪市平野区長吉出戸1-11-53	00212200008576003	低圧	16	16	3	1	1	0	0	0	0	4	37	42	54	44	186
	5	桃ヶ池公園詰所	大阪市阿倍野区桃ヶ池町1-13-3	00212100012538306	低圧	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4
	6	万代池公園詰所	大阪市住吉区万代3-7-78	00212700014776604	低圧	10	10	20	2	0	0	0	0	0	0	4	3	1	4	34
	7	北加賀屋公園詰所	大阪市住之江区北加賀屋5-3-20	00212200018616500	低圧	16	16	26	0	1	1	0	0	0	0	8	0	70	23	129
	8	加賀屋緑地	大阪市住之江区南加賀屋4-8-7	00212000018742805	低圧	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計							3,059	2,021	1,876	1,839	1,538	1,401	1,466	1,849	2,592	2,611	2,935	3,211	26,398

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書（その他の請負契約）

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06－6615－6436）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること